



福島第一原子力発電所廃炉検討委員会規程

平成 29 年 1 月 25 日 第 6 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）細則第 11 条により規定された「臨時委員会等」のうち、福島第一原子力発電所廃炉検討委員会（以下、「委員会」という）の設置と運営について定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けての政府および事業者の活動が安全かつ円滑に進められ、地元の復興に結びつくよう、部会・連絡会等と連携し課題の抽出と対応策の検討など専門性を生かした活動をおこなう。あわせて、学会内における関連する活動情報の集約・共有化を図ることを任務とする。

(位置)

第 3 条 委員会は理事会に直属するものとする。

(組織)

第 4 条 委員会の委員は原則として本会会員とする。ただし、原子力分野外の専門家の知見を必要とする場合は、本会会員外からも参加を求めることができる。

2 委員数は限定しない。

3 委員会には委員長 1 名、幹事若干名をおく。また、副委員長、顧問および運営タスクチームをおくことができる。

4 委員外で、委員会への参加を希望する本会会員は、委員長の承認を得た上で、常時参加者として参加することができる。

5 他の学術機関や福島第一原子力発電所の廃炉に関連する機関との連携を図るため、それらの機関に対してオブザーバーの参加を求めることができる。

第 5 条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会の下に分科会等をおくことができる。

2 分科会等のメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

(設置期間)

第 6 条 委員会の設置期間は定めないが、終了する際は理事会で決定する。

(任期)

第7条 第4条の委員の任期は委員会の終了あるいは3年とし、再任を妨げない。

2 第5条第2項のメンバーの任期は、分科会等の終了あるいは3年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第8条 委員長は、会長が指名する。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 委員長は、理事会と必要に応じ情報の共有を図る。

(副委員長)

第9条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(幹事)

第10条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して委員会の活動課題や方針等を整理する。

(顧問)

第11条 顧問は、委員長が指名する。

2 顧問は、委員長、副委員長の求めに応じて、助言をおこなう。

(運営タスクチーム)

第12条 運営タスクチームのメンバーは、委員のうちから委員長が指名する。

2 運営タスクチームは、委員長、副委員長を補佐して委員会の円滑な活動のための業務をおこなう。

(委員)

第13条 委員は、会務を処理する。委員は、委員会の業務を遂行する。

(委嘱)

第14条 委員は、委員長が委嘱する。

(事務局)

第15条 委員会の事務を処理するために、事務局をおくことができる。

2 事務局メンバーの任免は、委員長がおこなう。

(議事)

第16条 委員会の議事は、委員総数2分の1以上の出席により成立する。委員出席者の過半数をもって決し、可否同数のときには、委員長の決するところによる。

2 緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は、別に定めるメール審議により議事す

ることができる。

(議事録)

第 17 条 委員会の議事録は、幹事（運営タスクチームがおかれる場合は運営タスクチーム）が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を経て保存しなければならない。

(理事会への報告)

第 18 条 委員会の実施事項は、委員長もしくは委員となっている理事が、理事会に報告するものとする。

(改定)

第 19 条 本規程の改定は、福島第一原子力発電所廃炉検討委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 平成 26 年 6 月 20 日 第 1 回理事会制定，同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 26 年 9 月 26 日 第 3 回理事会承認
 - ② 平成 28 年 5 月 18 日 第 10 回福島第一原子力発電所廃炉検討委員会起案，平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会承認
 - ③ 平成 29 年 1 月 24 日 福島第一原子力発電所廃炉検討委員会メール審議により起案，平成 29 年 1 月 25 日 第 6 回理事会承認

附則

- 1 平成 29 年 1 月 25 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。